

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本免第300号
令和5年3月28日
宮城県警察本部長

東松島市と宮城県警察本部による「災害時における支援協力に関する協定」の締結に伴う運用の一部改正について（通達）

東松島市と宮城県警察本部による「災害時における支援協力に関する協定」（以下「協定」という。）については、別添のとおり締結し、「東松島市と宮城県警察本部による「災害時における支援協力に関する協定」の締結に伴う運用の一部改正について（通達）」（令和2年9月17日付け宮本免第923号）により運用してきたところであるが、令和5年度宮城県警察組織機構改編により、交通部運転教育課が同部運転免許課に統合されることに伴い、令和5年4月1日から下記のとおり施行することとしたので、協定内容を十分理解の上、適切な運用を図られたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 協定に基づく支援協力の内容

地震等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、東松島市からの支援協力の要請（以下「支援要請」という。）により次の支援協力を行う。

- (1) 宮城県警察石巻運転免許センター（以下「石巻運転免許センター」という。）
駐車場の一時避難場所としての提供
- (2) 石巻運転免許センター庁舎の一時避難所としての提供
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

2 連絡責任者等の設置

支援要請に対して迅速かつ円滑に対応するため、石巻運転免許センターに連絡責任者及び連絡担当者を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 連絡責任者
宮城県警察石巻運転免許センター所長
- (2) 連絡担当者
石巻運転免許センターにおいて勤務する職員で、連絡責任者が指定するもの

3 支援要請への対応

- (1) 連絡責任者は、支援要請を受けたときは、直ちに交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に報告し、職員を指揮して避難者の誘導等必要な措置を執ること。

- (2) 連絡責任者は、前記(1)に規定する対応において、やむを得ず運転免許証の作成、運転免許試験及び運転者講習に関する業務を中止又は一時中断するときは、直ちに運転免許課長にその旨を報告し、必要な指示を受けて対応すること。

4 閉庁時の対応

- (1) 石巻運転免許センターの閉庁時における支援要請は、連絡責任者又は連絡担当者が受けるものとする。この場合において、連絡責任者が支援要請を受けたときは直ちに運転免許課長に、連絡担当者が支援要請を受けたときは直ちに連絡責任者を經由して運転免許課長に報告し、避難者の誘導等必要な措置を執ること。
- (2) 前記(1)の規定による報告を受けた運転免許課長は、必要と認められる人員を招集し、その対応に当たらせること。

5 留意事項

- (1) 連絡責任者は、協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて東松島市と積極的に情報交換を行うとともに、年1回以上職員を指揮して避難誘導等の訓練を実施すること。
- (2) 支援要請の対応に当たっては、管轄の石巻警察署に必要な連絡を行うなど、その連携に十分配慮すること。
- (3) 応招に当たっては、冷静に行動し、交通事故の防止はもとより、津波等による危険箇所を回避して参集すること。

6 その他

この通達に定めるもののほか、協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

別添

災害時における支援協力に関する協定書

東松島市（以下「甲」という。）と宮城県警察本部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき、対応する。

- (1) 乙が管理する石巻運転免許センター駐車場の一時避難場所としての提供
- (2) 乙が管理する石巻運転免許センター施設の一時避難所としての提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。また、その代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（履行義務の免除）

第7条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結から効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月19日

宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1
甲 東松島市

東松島市長

阿部 秀保

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
乙 宮城県警察本部

宮城県警察本部長

横内 泉